

## 議事2) 令和2年度の連絡協議会の活動計画（案）

<第11回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会（書面開催）>

令和2年7月13日（月）～7月20日（月）

# <目次>

1. 広報の目的等
2. 令和2年度の広報の取組み
3. 特に注力する取組み
4. 新たな取組み
5. 継続的な取組み
6. 新たな広報ツールの検討

# 1. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度の設立当初より、取組みの一体感や浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っています。

## 連絡協議会が目指す広報

老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、  
悪質な重量超過車両の走行を抑止すること。

統一キャッチコピー(主)  
(ポジティブ)

重量守り、道路を守ろう。

統一キャッチコピー(副)  
(ネガティブ)

重量超過、道路劣化。

統一イメージ  
(劇画風タイヤイラスト)



## 2. 令和2年度の広報の取組み

今年度の広報の取組について下表のとおり案を提示する。

対象者	NO	実施項目	実施内容	実施主体
荷主	①	荷主への啓発活動	✓ 車両制限令違反等の実績やトラック・クレーン事業者からの意見を踏まえ荷主業界団体を選定し、説明会等による啓発活動を実施する。	事務局
	②	荷主メルマガ・機関紙等掲載	✓ 説明会等の実施が困難な場合、メルマガや機関紙等へ連絡協議会チラシを掲載頂き、幅広く荷主へ展開する。	事務局
社会一般	③	ラジオCM	✓ 広報効果が確認されたNACK5によるラジオCMを実施。(40秒×20回)	事務局
	④	Webアンケート・塗り絵配布	✓ Webアンケートを実施し、回答者へ委員から収集したノベルティを配布する。また、特殊車両の塗り絵をHP上で公開する。	事務局
大型車ドライバー クレーンオペレータ	⑤	ドライバー等への啓発活動	✓ 大型車ドライバーへのチラシ配布及びクレーンオペレータの法定講習等を活用し、チラシ配布やアンケートの実施。	トラ協・全ク協事務局
	⑥	運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載	✓ 関東運輸局が作成・配布する「運行管理者指導講習資料」に連絡協議会チラシを掲載頂く。	関東運輸局
運送事業者 (協会非加盟社)	⑦	協会非加盟社へのチラシ配布	✓ 一般貨物運送事業の許可交付時に、特殊車両を利用する運送事業者に対して、チラシを配布頂く。	関東運輸局
	⑧	特車製造メーカーへの啓発活動	✓ 特殊車両の製造メーカーに特車制度を周知するチラシ等を配布する。	事務局
運送事業者 (協会加盟社)	⑨	メルマガ・機関紙掲載	✓ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ・機関紙に連絡協議会の活動をPRする記事を掲載頂く。	トラ協・全ク協事務局
全体	⑩	特車総合ツイッター	✓ 継続的に情報発信を行う。	事務局
	⑪	連絡協議会ホームページ	✓ 掲載内容の充実化を図る。	事務局
	⑫	チラシ・ポスターの一斉掲示	✓ 大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各員の所管場所においてチラシ・ポスターの掲示を行う。	全委員

### 3. 特に注力する取組み

今年度、特に注力していく取組内容は以下のとおりである。

【荷主を重点啓発対象者とし、業界団体を通じて啓発を実施する】

①荷主への啓発活動

②荷主メルマガ・機関紙等掲載

▶荷主業界団体を通じて特車制度を周知する説明会開催に向けたアプローチを行う。

## 【過年度の対象荷主業界】

営業用・自家用による輸送トン数の中で、建設関連貨物の輸送量が全体の約4割を占めていることや、運送事業者等からの要望において、ゼネコン等へのコンプライアンス改善を求める声が上げられていることから、平成30年度は『建設業界』における荷主を対象とした。

令和元年度は、直轄国道の取締基地で実施している車両制限令違反の調査結果から、引き続き『建設業界』を対象とした。

▶ 営業用・自家用別品目別輸送トン数（平成29年度、主要品目、単位：千トン）

	品目	営業用		自家用		合計	
		数量	構成比(%)	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)
消費関連貨物	農産品	169,639	5.6	57,068	4.2	226,707	5.2
	水産品	371,070	12.3	47,223	3.5	418,293	9.6
	工業品	275,359	9.1	14,413	1.1	289,772	6.6
	日用品	412,466	13.7	2,653	0.2	415,119	9.5
	その他	265	0.0	374	0.0	639	0.0
	計	1,228,799	40.8	121,731	9.0	1,350,530	31.0
建設関連貨物	木材	92,992	3.1	42,363	3.1	135,355	3.1
	砂利・砂・石材	188,194	6.2	314,485	23.3	502,679	11.5
	工業用非金属鉱物	41,532	1.4	13,194	1.0	54,726	1.3
	産業廃棄物	159,714	5.3	153,552	11.4	313,266	7.2
	その他	162,230	5.4	329,626	24.4	491,856	11.3
	計	86,864	2.9	42,561	3.2	129,425	3.0
	計	731,526	24.3	895,781	66.4	1,627,307	37.3
生産関連貨物	金属	181,476	6.0	35,358	2.6	216,834	5.0
	機械	307,783	10.2	82,151	6.1	389,934	8.9
	石油製品	100,753	3.3	38,664	2.9	139,417	3.2
	その他	461,366	15.3	175,620	13.0	636,986	14.6
	計	1,051,378	34.9	331,793	24.6	1,383,171	31.7
	合計	3,011,703	100.0	1,349,305	100.0	4,361,008	100.0

## 【今年度の対象荷主業界】

- ① 1都3県トラック協会へのヒアリング結果
- ② 全国クレーン建設業協会(1都2県)へのヒアリング結果
- ③ 車両制限令違反(令和元年度)の実績

『建築・建設業界』及び『産業廃棄物業界』における荷主を対象とする。

資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」より作成

(注) 1. 数量は原則として単位未満で四捨五入(出典) (公社)全日本トラック協会 日本のトラック輸送産業 現状と課題2019

2. 軽自動車を含まない

### 3. 特に注力する取組み

### 【①荷主への啓発活動】

#### 【参考】今年度の啓発対象荷主の選定方法

各トラック協会、  
全国クレーン建設業協会(各支部)へ  
のヒアリング結果から選定

対象を拡大せず、引き続き「建設・  
建築業界」と「産業廃棄物関連の荷  
主」を対象とすべき。

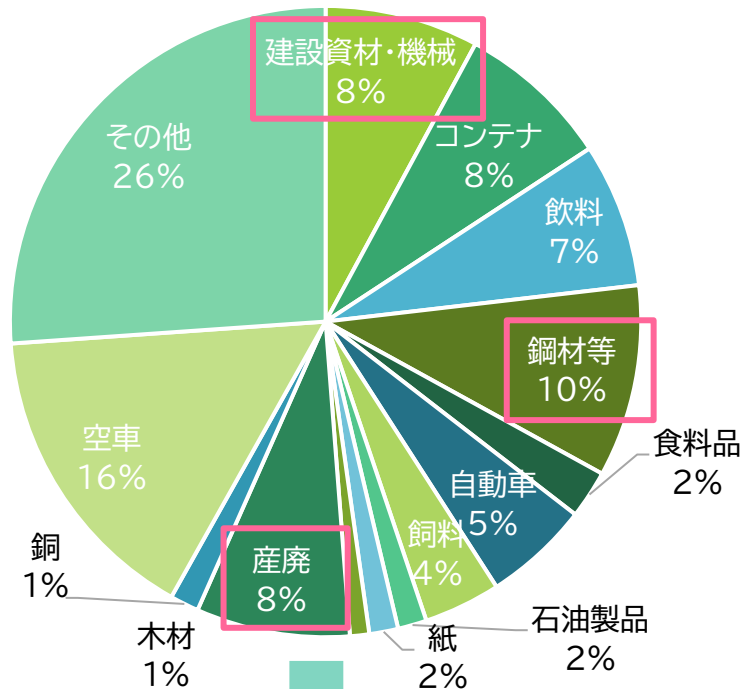
昨年度荷主(建設業協会)に  
実施したアンケート結果から選定

経路によっては最大積載量まで積  
載できないことや荷主勧告制度等  
の認知度が低めであったため、**継  
続的な周知が必要。**

産業廃棄物

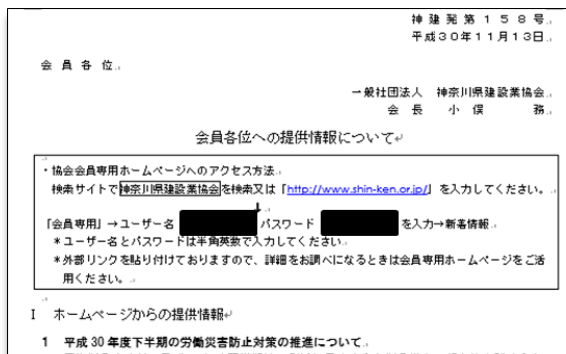
建設・建築業界の荷主団体(発注者)に対して継続して啓発を実施

【R1】関東地整管内現地取締違反車両の積荷別台数割合



▶荷主業界団体が発行するメルマガや機関紙等を通じて啓発活動を実施。

## 【過年度の実施例】



○平成31年度以降の建設副産物実態調査におけるCOBRISの利用について...

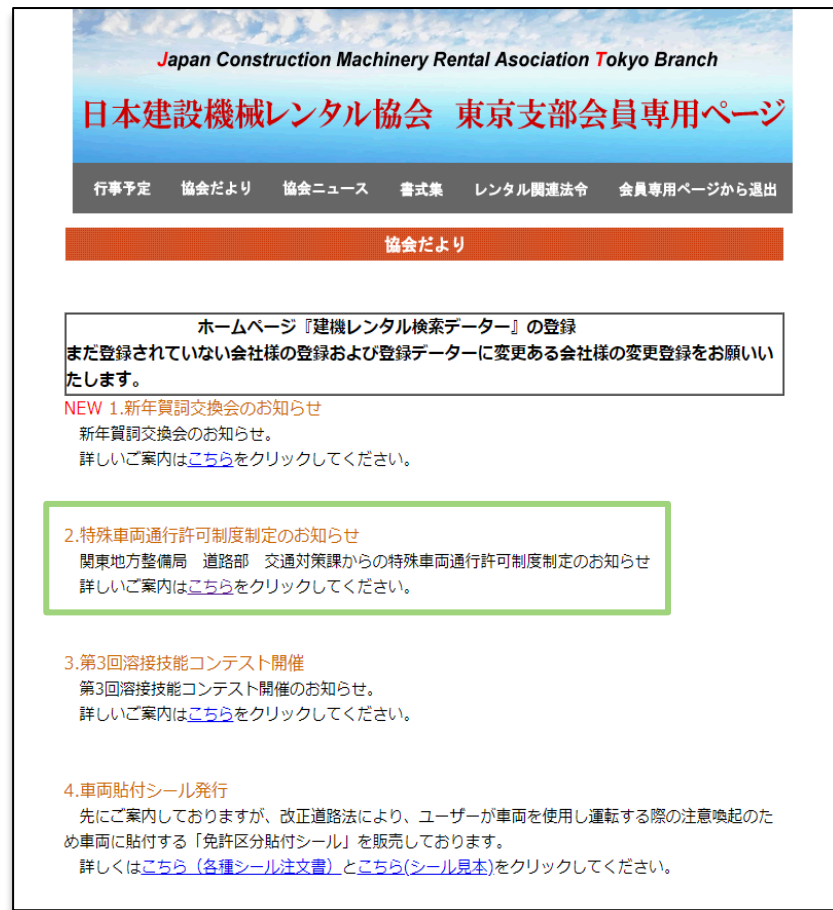
II その他 提供情報

1 特殊車両通行許可制度の概要について。  
 (公財)日本道路交通情報センターより、特殊車両通行許可制度の概要について、周知依頼がありましたのでお知らせします。  
 詳細は国土交通省HPから、  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000714891.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000714891.pdf).

2 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果について。  
 (一社)全国建設業協会が実施した「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」について、調査結果が(一社)全国建設業協会HPで公開されておりますのでお知らせします。  
 HPアクセス方法 [全国建設業協会](#)で検索 → お知らせ → NEWS → 2018/10/24「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」の結果について。

3 「建設従事者実態調査及び採用状況等に関する調査」の結果について。  
 当会で実施した「建設従事者実態調査及び採用状況等に関する調査」について会員の皆様には、業務ご多忙の中、ご協力を賜り誠にありがとうございました。  
 調査結果をHP(会員専用→新着情報→2018.11.13「建設従事者実態調査及び採用状況等に関する調査」の結果について)に公開しましたのでお知らせします。

(出典)(一社)神奈川県建設業協会様ホームページ



(出典)(一社)日本建設機械レンタル協会 東京支部様ホームページ



## 4. 新たな取組み

今年度、新たに企画する取組内容は以下のとおりである。

【荷主を重点啓発対象者とし、業界団体を通じて啓発を実施する】

④Webアンケート・塗り絵配布(イベントの代替)

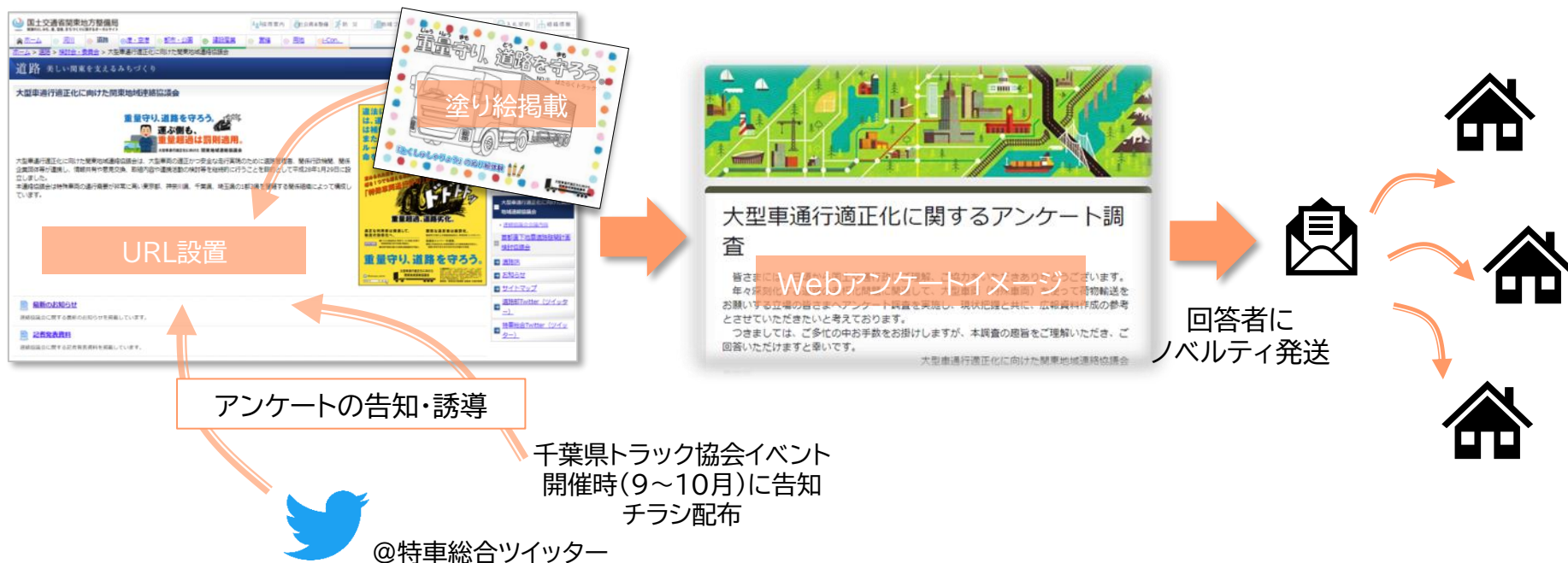
⑦協会非加盟社へのチラシ配布

⑧特車製造メーカーへの啓発活動

▶今年度は新型コロナウイルスの影響により、委員主催のイベントが中止となったため、社会一般向けの広報の代替として、以下の事項を実施する。

- 連絡協議会ホームページ上で特殊車両の塗り絵を公開する。
- 同ホームページ上にアンケートフォーム(URL)を設置し、一般向けのWebアンケートを実施する。
- アンケート回答者に、委員から収集したノベルティを発送する。

## ■アンケート実施時期:9～11月頃予定



# 4. 新たな取り組み

# 【④Webアンケート・塗り絵配布】

社会一般向けのWebアンケート質問項目（案）は以下のとおり。

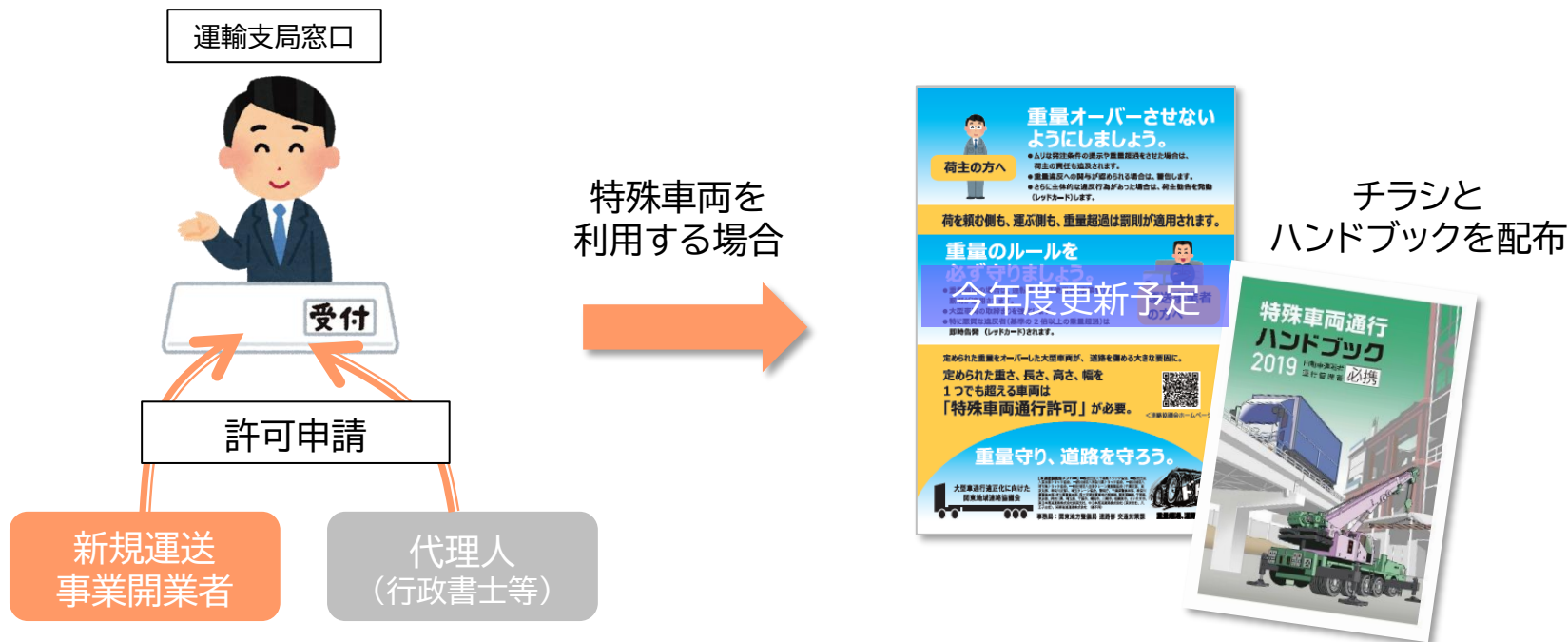
※この他属性情報として、性別・年代・住所・名前（ノバルティ発送のため）を記入頂く。

NO	把握内容	質問	選択肢
質問1★	特車の認知度	このような、大きな車両が道路を走っているのを見かけたことはありますか？（写真を表示）	①見たことがある ②見たような気がする ③見たことはない ④関心がない
質問2★	特車のイメージ	質問1の写真のような大きさや重さのある車両のことを「特殊車両」といいますが、どのようなイメージをお持ちですか？	①カッコいい ②工事現場等で活躍している ③子供が興味を持っている ④怖い ⑤関心がない ⑥その他（ ）
質問3	老朽化の認知度	全国的に道路（橋等）が老朽化している問題をご存知ですか？	①知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④関心がない
質問4	老朽化の認知度の深堀	道路（橋等）の老朽化にはどのような危険があると思われますか？	①タイヤのパンク ②落橋の恐れ ③交通事故に繋がる恐れ ④特に危険はない ⑤その他（ ）
質問5	特車制度の認知度	道路を自由に通行できる車両の重さには、限度があることをご存知ですか？	①知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④関心がない
質問6★	重量オーバーのイメージ	重量オーバーの大型車両が走行していることについて、どのように思われますか？	①絶対にやめてほしい ②怖い ③心配 ④特に影響はないと思う ⑤関心がない ⑥その他（ ）
質問7	効果的な広報媒体	道路の老朽化問題や違法な重量オーバーの走行実態について、広く国民の皆様にご存知頂くには、どのような取組を実施すると効果があると思われますか？	①新聞広告 ②ホームページによる情報提供 ③SNSによる情報提供 ④イベントの実施 ⑤ラジオCM ⑥その他（ ）
質問8★	質問7の深堀	質問7で、その取組を選ばれたのは、なぜですか？	①目にする頻度が高いから ②説得力があるから ③特に理由はない ④その他（ ）
質問9★		日頃、最もよく利用（閲覧）しているSNSは、次のうちどちらですか？	①Twitter ②Facebook ③Instagram ④LINE ⑤YouTube ⑥その他（ ）
質問10★	新たな広報ツールの検討材料	質問9のSNSは、主にどのような目的で利用されていますか？	①幅広い情報取得 ②最新の情報取得 ③趣味 ④楽しいから ⑤特に理由はない ⑥その他（ ）
質問11★		質問9のSNSを利用する頻度はどの程度ですか？最も近いものを1つお選びください。	①1日2回以上 ②1日1回程度 ③2～3日に1回 ④1週間に1回 ⑤2～3週間に1回 ⑥月1回程度 ⑦年に数回程度
質問12★	効果的な周知媒体	このアンケートをどこでお知りになりましたか？	①特車総合ツイッター ②連絡協議会ホームページ ③ポスター ④チラシ ⑤千葉県トラック協会のイベント

★：新規の質問（それ以外は例年イベント開催時に実施しているアンケート項目）

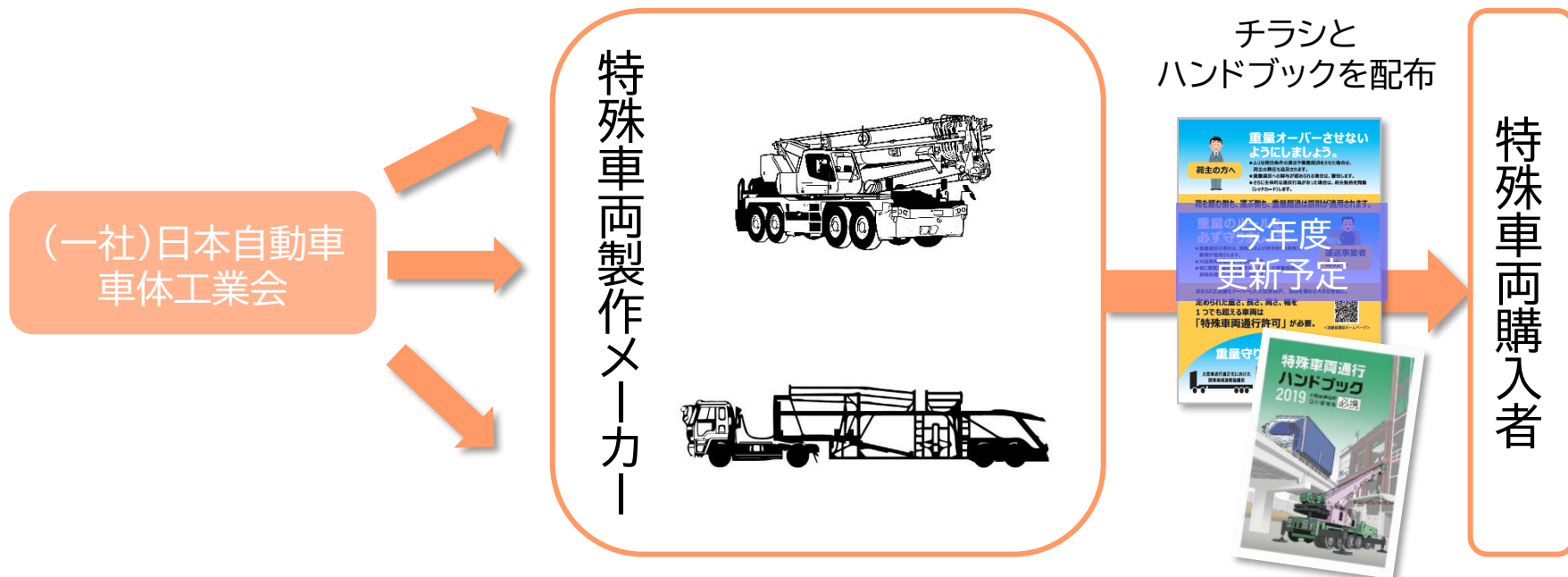
▶トラック協会等への非加盟事業者への啓発活動として、運輸支局において一般貨物運送事業の許可証交付時に、「連絡協議会のチラシ」及び「特殊車両通行ハンドブック」を配布する。

## 【配布イメージ】



- ▶特殊車両を製造するメーカーに対して、(一社)日本自動車車体工業会を通じて、特殊車両の販売時に購入者へ特車制度を周知して頂くための「連絡協議会のチラシ」及び「特殊車両通行ハンドブック」を配布する。
- ▶併せて、各特殊車両製造メーカーのホームページ等にも特車制度について、掲載依頼を行う。

## 【配布イメージ】



## 5. 継続的な取組み

継続的に今年度も実施する取組内容は以下のとおりである。

【荷主を重点啓発対象者とし、業界団体を通じて啓発を実施する】

③ラジオCM

⑤ドライバー等への啓発活動

⑥運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載

⑨運送事業者等のメルマガ・機関紙掲載

⑩特車総合ツイッター

⑪連絡協議会ホームページ

⑫チラシ・ポスターの一斉掲示

▶連絡協議会の活動エリアを聴取可能エリアとしてカバーする放送局 (FM NACK5)でラジオCMを放送する。

## 【今年度の実施予定】

「大型車通行適正化推進月間」において、昨年度同様に3日間で40秒のラジオCMを20回実施する。

### 【令和2年10月～11月】

日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7

※ 10月30日(金)と10月31日(土)の間に「<予定>」と表示され、矢印が30日と31日、1日と2日を示している。

【放送エリア】⇒連絡協議会エリアをカバー

埼玉県の全域・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県の一部

【聴取可能人口】

20回のラジオCM放送で、約262万人の聴取を想定

## 【今年度の広報テーマ】

昨年度に引き続き、特に『荷主』に向けて重量違反等を招く依頼や指示を抑制する内容とする。

### ■昨年度のラジオCM原稿

SE	♪(工事現場の音)
(荷主・男性)	今度の積み荷、ちょっと重いけど1台で行ってよ。
(運送業者・男性)	いやー、2台に分けないと、重量オーバーですよ。
(荷主・男性)	そこをなんとか！
SE	ピピー(笛)
Na(女性)	それ、法令違反ですよ。 定められた重さ以上の荷物を運ぶ場合は特殊車両通行許可が必要です。重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられます。それに何より、死亡事故につながりかねません。
SE	♪(走行音)
Na(女性)	重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」



- ▶クレーンオペレータの法定講習時等において、今年度も継続的に特車制度の認知状況を把握するアンケートを実施する。
- ▶昨年度のアンケート調査結果で認知度が低めであったタンクトラック・セメント関連のドライバーへ特車制度の説明資料を配布する。

### 【平成30年度の実施状況】

重量部会、海上コンテナ部会の大型車ドライバーに対し、アンケートを実施  
(対象：特車ドライバー)

安全運転講習会において、アンケートを実施  
(対象：クレーンオペレータ)

### 【令和元年度の実施状況】

タンクトラック、セメント部会の大型車ドライバーに対し、アンケートを実施  
(対象：特車ドライバー)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施  
(対象：クレーンオペレータ)

### 【令和2年度の実施予定】

昨年度のアンケート調査で認知度が低めであったタンクトラック、セメント部会の大型車ドライバーに対し、特車制度の啓発資料を配布予定。  
(対象：特車ドライバー)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施  
(対象：クレーンオペレータ)



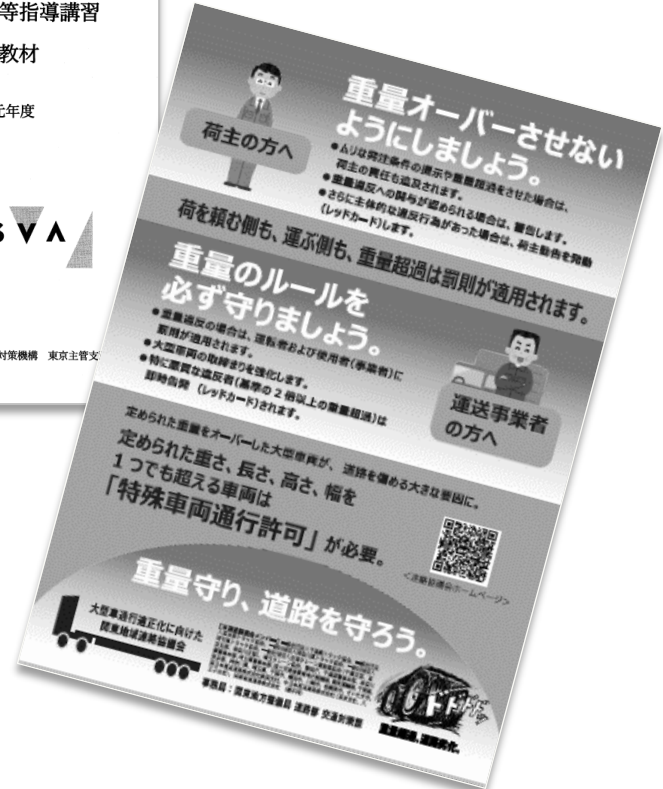
▶運行管理者指導講習資料に連絡協議会のチラシを挿入(または添付)し、運行管理者へ特車制度の周知を行う。



整備管理者研修資料  
 <2018年度下期~2019年度上期>



運行管理者等指導講習地方教材資料  
 <2019年度下期~>



▶各トラック協会及び全国クレーン建設業協会各支部が発行するメルマガや機関紙等により会員事業者へ「大型車通行適正化推進月間」を周知する。

【昨年度までの実施例】



## 【今年度の実施予定①】

機関紙「トラック時報」等に連絡協議会による啓発活動や広報活動の取組みについて記事を掲載予定。（調整中）

- （一社）東京都トラック協会
- （一社）千葉県トラック協会
- （一社）神奈川県トラック協会
- （一社）埼玉県トラック協会



（出典）東京都トラック時報  
（一社）東京都トラック協会HPより抜粋

## 【今年度の実施予定②】

協会加盟企業へのチラシ配布を予定（調整中）

- （一社）全国クレーン建設業協会東京支部
- （一社）全国クレーン建設業協会神奈川支部
- （一社）全国クレーン建設業協会千葉支部

## ツイッターとHPの活用

- 委員の皆さまから、利用者が興味を引くような特殊車両の写真等の素材の提供を頂きながら、ツイッターによる発信情報の充実化に努める。
- 連絡協議会HPは、特殊車両通行許可制度に関する新たな施策等の情報が網羅された利用しやすいHPとして認知されるよう、内容の充実化を図る。



【特車総合ツイッター】

URL: [https://twitter.com/tokusya\\_kanto](https://twitter.com/tokusya_kanto)



【連絡協議会ホームページ】

URL:

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>



## 委員の皆さまへのお願い

- 昨年度に引き続き、チラシ及びポスターの設置・掲示の御協力をお願いします。  
(デザインを更新し、ポスターはB2サイズの印刷版を配布する予定です。)
- 集中期間(適正化推進月間及び重点広報期間)終了後、設置状況(写真)やチラシの配布数の調査に御協力ください。

**重量オーバーさせないようにしましょう。**

●ムリな発注条件の指示や重量超過させた場合は、荷主の責任も追及されます。  
●重量違反への関与が認められる場合は、警告します。  
●さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主動告を発動(レッドカード)します。

**荷主の方へ**

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

**重量のルールを必ず守りましょう。**

●重量違反の場合は、運転車および使用者(事業者)に罰則が適用されます。  
●大型車両の場合、特に悪質な違反行為があった場合は、即時告発(レッドカード)されます。

**今年度更新予定**

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因。  
定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

**重量守り、道路を守ろう。**

大型車適正化に向けた関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課 重量超過・道路劣化。



## 過年度のチラシ・ポスター展開例



【チラシ・ポスター】

# 6. 新たな広報ツールの検討

## SNSの活用

- 昨年度イベント会場で実施した社会一般を対象としたアンケート調査結果から、効果的な広報の取組としては「SNSによる情報提供」が最も多かった。
- このため、現在利用しているTwitterに加えて、新たなSNSツールの併用を検討し、広報展開を拡大していくこととする。

※新たなSNSの検討には、今年度実施するWebアンケート調査(P11)を活用予定

【質問6】道路の老朽化問題や違法な重量オーバーの現状を広く国民の皆様知って頂くには、どのような取組みを実施すると効果があると思われますか？（複数回答）

効果的な取組み	回答数	%
新聞広告	72	32
ホームページによる情報提供	65	29
SNSによる情報提供	110	48
イベントの実施	108	47
ラジオCM	90	39
特に何もする必要はない	0	0
その他	32	14
回答者数	228	-

（令和元年イベントアンケート結果より抜粋）

## 1. 令和2年度 連絡協議会の進め方(案)

啓発対象：社会一般（一般ドライバー含む）

課題（再掲） ※【資料3】広報効果の検証より

- 社会一般に到達するための広報手法の検討及び継続的な広報の実施
- 連絡協議会として埼玉県のほか、他地域のイベント等への参画を検討し、より広く周知していく
- ほかのSNS（Facebook等）を活用した広報の検討

来年度の進め方

- ✓ 若い世代に対しても関心を持たせることができたラジオ広報の実施
- ✓ 連絡協議会委員が主催イベントへの参画（埼玉だけでなく他地域へ展開）
- ✓ 特車総合ツイッターを継続すると共に、ほかのSNS（Facebook等）の活用を検討
- ✓ ポスター掲示、チラシ配布・設置（特に、高速道路のSA/PAでの認知が高い）
- ✓ 連絡協議会の関係機関が連携した合同取組の実施（マスコミを介した広報）

（第10回連絡協議会 資料4より）